大鎔鑛爐の火も消えて

八幡製鐵所の職工職夫盟休す

勞働條件改善の要求◇◇鐵の如き所信と理由◇◇林立せる煙突微煙を見ず◇◇閲寂たる百万坪の大工場◇◇燈火無く凄氣夜を壓せり◇◇警官隊及び憲兵隊の出動

要求

鐵の都、勞働の都たる八幡製鐵所にも勞働條件改善の叫びは怒濤の如く噴湧し來つた四日[illegible]十一時約三千名の會員を有す[illegible]日本勞友會支部にては豫てより[illegible]上、時間短縮に就て書策す[illegible]あり勞友會理事にして製鐵所[illegible]工場職工吉村眞澄、同會員ロ[illegible]山田榮造、電燈電話工場[illegible]、第一据付工場安廣榮一[illegible]島井重樹諸氏は中川次長[illegible]して白仁長官宛左の要求を[illegible]した

歎願書

[illegible]時手當及臨時加給ヲ本給ニ[illegible]支給セラレ度事

[illegible]增金ハ從來三日以上ノ缺勤[illegible]ニ對シテ支給セザリシ制度ナ[illegible]ガ之ヲ廢シ日割ヲ以テ各人平[illegible]ニ三割ヲ支給サレ度事

[illegible]勤務時間ヲ十時間ニ短縮セラ[illegible]度事

[illegible]住宅料ヲ家族持ニ四圓、獨身者ニ二圓ヲ支給セラレ度事

[illegible]職夫ノ現在賃銀ニ對シ三割ヲ[illegible]セラレ度事

理由

(一)臨時手當は豫算の如何に依り臨時之を取消し得る性質を有するものと思惟す、然るに[illegible]臨時手當あるが爲に漸く其[illegible]を保持しつゝあるを以て何時廢止せらるゝとも知れざる現[illegible]の臨時手當制度を[illegible]せらるゝに於て[illegible]の最も不安に堪へざる所な[illegible]の如き制度を撤廢し確實[illegible]事は生活の[illegible]に最も當然なることを[illegible]ものなり

(二)割增手當なるものは職工に對[illegible]優遇の目的を以て支給せら[illegible]ものと察す、然るに給料の高[illegible]の上下に依り非常の差異あ[illegible]ことは著しく反感を誘發し反[illegible]の意味を誤解すること多[illegible]之が爲に不平は增進し仕事の[illegible]

棄となり缺勤日數を增加することあるは明白なる事實なり故に割增は出勤日數に依て支給するを以て最も至當なりと信ず

(四)時は泥なり瓦なりと云ふ如き思想が數千年來の因習にて依つて堅く日本人の腦髓に浸潤せり吾等は八時間制を以て理想とす然れ共善人の理想のみを根抵として直に之れを實行せんと欲するものに非ず況んや官營事業として其制度の如何は以て全國諸會社の標準を定む可きものなるが故に之れか責任者たる長官の時間問題に對し輕々に斷ず可らざることは深く察する處なり、依て此際二時間を短縮し十時間制として時勢の進運に伴ひ漸次八時間制の理想に進むる事を以て現在に於ける最も穩健なる手段と信ず

(五)官舍を貸與せらるゝ職工は其數に於て極少數なり而して官舍の貸與せられざる他の大多數の職工は官舍に居住出來ざるも官舍の貸與せられたる職工と同一の他の代りの何物をも無し、かゝる片手落の事實に對して職工待遇の公平を圖る可く住宅料を要求する事は又止を得ざる事と信ず

(六)職夫は職工と異り待遇に於て甚たしき懸隔あり而も其賃銀を出んが爲に働かんと欲するも雨天又は工事の都合に依り意志なき休日をとるの止むを得なき狀態にあり斯の如き職夫は確乎たる月收を豫想することをさへも不能にして生活の不安たるや實に想像の外にあり況んや現在賃銀程度は九州各地の人夫賃銀を隔たる事大なり依て日給の幾分なりとも增加せしむる事は職夫救濟の上に尤も急務と信じて此の要求をなすものなり

盟休

以上の要求を提[illegible]各代表者は竹[illegible]長に面會したる[illegible]機會を得ず四日夜[illegible]工場殆どサボタージュをやり五日午前十時に至り鋼彈、堂山機械、原板、第二据付、中央機關等の各工場一齊に作業を止し、盟休の形勢は漸次擴大し來り構內百五十臺の機關車貨車等一臺も運轉せず創業二十年來一日も休業したることなき五基の溶鑛爐も送風機關場休止のため遂に作業中止の止むなきに至つたさしも廣大なる約百萬餘坪の大工場も闃として聲なく幕[illegible]の如き光景を呈した

福岡警察部の不信を鳴らして

公明なる讀者に訴ふ

我等は決して勞働問題に對して煽動せぬ、又不平の爆藥に點火しない、本社は八幡製鐵所盟休事件に關し逸早く之を聞知し六日の紙上に報導する所あらんと欲した然るに福岡縣警察部より二月五日付高秘號外を以て

八幡製鐵所職工が同盟して同所幹部に賃金値上を要求する記事にして苟しくも煽動的[illegible]

絶叫

[illegible]大勞友會[illegible]五名の代表者は中川次長を訪問し本事務所二階會議室にて會見交渉を開始した、其の爲め三千餘人の人夫は作業するを得ず之等の職工及人夫は構內隨所に集團を作り本事務所車寄せには委員の報告を聞かん者と一千餘名の群集鮮々と詰めかけ某友愛會員は起つて「要求の促進」に對し熱辯を揮ひ群集は拍手して大に氣勢を揚げた製鐵所側は兎に角長官上京中なるを以て斯かる重大事に對し確答する能はずとの事なるを以て六日午後六時を期し回答を望む旨を述べ午後一時過ぎ委員は引揚げ群集は一先づ工場に引あげた

怠業

林立せる煙突も微に煙を吐くに過ぎぬ大熔鑛爐を初め諸機關鳴りを靜めさしも喧囂を極むる工場も人聲さへ聞えなかつた職工人夫等は各工場內に在つて眉揚がり耳熱して緊張せる雜談をかわし或は講談雜誌を耽讀して怠業を續け午後六時の交替時間を待つた

山本農相はして語る

白仁長官も＝直ぐ

八幡製鐵所同盟罷業の報を齎して議院に山本農相を訪へば農相は驚愕措く能はざる面持にて夫れは初めて聞くが事實とすれば大變な問題だから白仁長官も直ぐ歸らなければならぬ本省からも誰れか急派しなければならぬ、予は何等急報に接してゐない故ドーモ眞實とは思へない要するに從來賃金の値上げ其の他の要求を度々したが夫々其の都度相應に優遇してゐる筈だ、と片側の白仁長官を顧み事實を確め且つ熔鑛爐の火の滅却につき善後策は如何にすればよいかと問へば長官も憂慮しつゝ熔鑛爐に入れてある火を消せば爐の內面は宛も割れ釜の樣になり將來到底[illegible]

「大小の煙突